

船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業

平成25年3月31日現在

区分		決定者	
		国土交通大臣	
		北陸信越運輸局長	
諮問年月日		平成20年6月20日	
答申年月日		平成20年8月29日	
決定公示年月日		平成20年12月1日	
効力発生年月日		平成20年12月31日	
適用する地域		全 国	
適用する船員		沿海100トン以上の鋼船の乗組員	
		①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 ③木船の乗組員	
最低賃金額 (月額、円)	職員A	241,400	241,400
	職員B	224,950	224,950
	部員A	182,850	182,100
	部員B	173,700	172,950

(注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

海上旅客運送業

区分		決定者	
		国土交通大臣	
		北陸信越運輸局長	
諮問年月日		平成13年6月4日	
答申年月日		平成13年9月21日	
決定公示年月日		平成13年11月1日	
効力発生年月日		平成13年12月1日	
適用する地域		全 国	
適用する船員		①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。)	
		①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 ③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。)	
最低賃金額 (月額、円)	職員	238,300 (184,200)	238,300
	部員	177,500	171,700

(注) ()内は事務部職員

漁業(遠洋まぐろ漁業及び大型いかつり漁業)

区分		決定者	
		国土交通大臣	
漁種		遠洋まぐろ漁業	大型いかつり漁業
諮問年月日		平成24年7月6日	平成24年7月6日
答申年月日		平成24年9月28日	平成24年9月28日
決定公示年月日		平成24年11月20日	平成24年11月20日
効力発生年月日		平成24年12月19日	平成24年12月19日
適用する地域		全 国	
適用する船員		遠洋まぐろ漁業のうち、うきはえなわを使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数200トン以上の動力漁船により、つりによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	192,700	196,800

漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)

区分		決定者	
		北陸信越運輸局長	
漁種		沖合底びき網漁業	大中型まき網漁業
諮問年月日		平成15年6月19日	平成14年7月11日
答申年月日		平成15年10月24日	平成14年11月22日
決定公示年月日		平成16年2月4日	平成15年2月20日
効力発生年月日		平成16年3月5日	平成15年3月22日
適用する地域		北陸信越運輸局管内	
適用する船員		沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	192,000	192,000

※ 北陸信越運輸局 海事部